

再審法の改正の促進を国に求める意見書

2023年10月27日、静岡地方裁判所で確定死刑囚袴田巖さん(88歳)の再審裁判が始まったことが大きく報道され、市民の注目を受けている。

袴田さんは1966年に強盗殺人・放火事件の犯人として逮捕・起訴され、当初は無実を訴えたが、逮捕から19日後の取り調べでいったん自白し、裁判では再び無実を主張して争うも死刑判決が確定。2014年、静岡地方裁判所が捜査機関の「証拠ねつ造」を指摘し、再審開始決定を出したが、検察の不服申し立てにより、9年もの歳月が流れた後ようやく罪を晴らす裁判にたどりつくことができた。

袴田さんは、47年間の拘禁生活で精神を病み、意思疎通が難しい状態になっている。

えん罪は国家による最大の人権侵害である。罪を犯していない人を有罪としてしまった間違った裁判はやり直し、何としても正さなければならない。

現在の再審法の規定は大正時代に作られたもので、戦後、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除した以外、改正されていない。

袴田事件をはじめとする、えん罪事件の犠牲となったえん罪被害者を早期に救済するためにも、時代に遅れた再審法の改正を求める声が強まっている。袴田事件の再審開始決定が出た時にマスコミ各社は、再審制度の不備を指摘した。地方議会でも、再審制度の見直しを求める意見書が209自治体(2024年1月末時点、市民団体集計)で採択されている。町田市議会においても、以下のような改正の骨子を示した「再審法改正を求める意見提出を求める請願」が提出され、町田市議会は採択した。

- 1 検察官は無実を立証するために有効な証拠もすべて開示することが義務化されるべきである。
- 2 これまで再審手続きが極めて長期化しているのは、再審決定に対し検察官が不服申し立てができるからである。再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止し、直ちにやり直しの裁判を行い、裁判で検察官が有罪の主張・立証を行うようにすることが必要である。
- 3 現行の再審法の規定はあまりに古いままで、再審申し立てに関与した裁判官も法改正して手続きを整備すべきだとの意見を述べている。

よって、町田市議会は、再審法の改正の促進を国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。